

訴 状

2004（平成16）年11月29日

千葉地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 菅 野 泰

ほか34名

（原告訴訟代理人目録記載のとおり）

当事者の表示 当事者目録記載のとおり

公金支出差止等請求住民訴訟事件

訴訟物の価格 金 12,800,000円

貼用印紙額 金 59,000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告千葉県水道局長及び同千葉県企業庁長は、ハッ場ダムに関し、つぎの各負担金を支出してはならない。
 - （1）特定多目的ダム法第7条に基づく建設費負担金
 - （2）水源地域対策特別措置法第12条第1項第1号に基づく水源地域整備事業の経費負担金
 - （3）財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金
- 2 被告千葉県水道局長及び同千葉県企業庁長が国土交通大臣に対しハッ場ダム使用権設定申請を取下げる権利の行使を怠る事実が違法であることを確認する。

3 被告千葉県知事は、ハッ場ダムに関し、つぎの各負担金および繰出金を支出してはならない。

(1) 河川法第63条に基づく受益者負担金

(2) 水源地域対策特別措置法第12条第1項第2号に基づく水源地域整備事業の経費負担金

(3) 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金

(4) 千葉県水道局長及び千葉県企業庁長が特定多目的ダム法第7条に基づく建設費負担金を支出するについて、これを補助するために行なう一般会計から水道事業及び工業用水事業特別会計に対する繰出金

4 被告千葉県知事は、千葉県を代表して次の損害賠償請求をせよ。

債務者堂本暁子（平成16年9月10日以前の1年間において千葉県知事の地位にあった者）に対し、金 1, 022, 747, 800円 ならびにこれに対する平成16年9月10日から支払済まで年5分の割合による遅延損害金

5 被告千葉県水道局長は、千葉県を代表して次の損害賠償請求をせよ。

債務者相原茂雄（平成16年9月10日以前の1年間において千葉県水道局長の地位にあった者）に対し、金 725, 670, 942円 ならびにこれに対する平成16年9月10日から支払済まで年5分の割合による遅延損害金

6 被告千葉県企業庁長は、千葉県を代表して次の損害賠償請求をせよ。

債務者椎名賢（平成16年3月31日まで千葉県企業庁長の地位にあった者）に対し、金78, 022, 253円債務者山口用一（平成16年4月1日以降千葉県企業庁長の地位にある者）に対し、金77, 797, 022円ならびにこれに対する平成16年9月10日から支払済まで年5分の割合による遅延損害金

7 訴訟費用は被告らの負担とする。

第2 請求の原因

1 当事者

- (1) 原告は、いずれも千葉県の住民である。
- (2) 被告千葉県水道事業管理者（以下「千葉県水道局長」「県水道局長」という）及び同千葉県工業用水道事業管理者（以下「千葉県企業庁長」「県企業庁長」という）は、地方公営企業法に基づき千葉県が経営する水道事業および工業用水道事業に関し、その業務を執行し、かつ当該業務につき千葉県を代表する権限を有するものである。
- (3) 被告千葉県知事は、千葉県の執行機関であって、千葉県の財産を管理する一般的権限を有するものである。

2 本件訴訟の背景と提訴に至る経緯

- (1) 1947年9月14日のカスリン台風により、利根川が氾濫し、流域には大きな被害が発生した。これを受けて利根川治水計画（利根川改修設計計画）が1949年策定され、上流ダム群によって3,000 m³/秒の水量を調節することにより鳥川と利根川本川の合流点から栗橋までの間の計画高水流量を14,000 m³/秒とする方針が打ち出された。

1952年5月に建設省はダム候補地の一つとして、利根川の支流吾妻川川原湯付近を選定し、予備調査を開始した。これが八ッ場（ヤンバ）ダム問題の発端であった。

- (2) しかし、吾妻川は草津温泉、万座温泉、白根火山、硫黄鉱山採掘跡地から流出する水を集める強酸性の河川であって、これがダムの堤体等を損傷することが判明したため、計画は一時中断した。その後上流に水の強酸性を中和する工場が建設され、これが64年稼働するに至って予備調査が再開された。
- (3) 65年12月には、ダム湖によって水没することが予定される地区で「反対期成同盟」が結成され、ダム反対運動が展開された。しかし、建設省は67年、現地に調査出張所を開設して実施計画調査を進め、70年には予算上は建設事業の段階に移行した。その後76年には群馬県知事がダム推進を表明し、80年に地元に対し生活再建案を提示した。そして85年11月に長野原町長と群

馬県知事の間で生活再建案についての覚書が締結されたのを機に、地元の反対運動は収束に向かった。

(4) この間 76 年 4 月には八ッ場ダムを含む「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」(通称「利根川・荒川フルプラン」)が閣議決定され、86 年 7 月には八ッ場ダム建設に関する基本計画が決定された。その後 92 年から 99 年にかけて用地補償の基礎となる調査が行なわれ、2001 年 6 月には国土交通省と長野原町内の連合交渉委員会の間に補償基準が合意されるに至った。この補償基準に基づく個別交渉が現在なお継続中で、ダム本体工事は着手に至っていない。

(5) 補償基準が合意される前に策定された 86 年の基本計画では、事業費総額は 2110 億円、完成予定は 2000 年とされていたが、補償基準の合意を受けて国土交通省が 2003 年 11 月に発表した変更計画案によれば、事業費総額は一挙に 4,600 億円に増額され、完成予定は 2010 年に先送りされた。

事業費の大幅な増額に伴い、利根川流域の 1 都 5 県の負担金もこれに比例して当然増額されることになる。

負担金の増額につき同意を求められた各都県の首長および議会は、増額幅の大きさについては驚愕しながら、今日において八ッ場ダムを建設する必要がそもそもあるのか、という本質的な議論を回避したまま、漫然と変更計画に同意を与えた。

(6) 原告らは、八ッ場ダムの建設に関し 1 都 5 県が負担金を負担し、支出すること自体が、地方財政法の禁止する違法な財務会計行為にあたると考えるものである。

そこで、「執行機関又は職員の右財務会計上の行為又は怠る事実の適否ないしその是正の要否について地方公共団体の判断と住民の判断とが相反し対立する場合に、住民が自らの手により違法の防止又は是正をはかることができる点に、制度の本来の意義がある」(最高裁昭和 53 年 3 月 30 日判決、民集 32 巻 2 号

485頁、判例時報884号22頁）とされる住民訴訟の法廷において、客観的判断が下されることを求めて、この「住民全体の利益を保障するために法律によって特別に認められた参政権」（同判決）を行使するために、本件提訴に至った。

3 本件住民訴訟の対象となる財務会計行為および怠る事実

(1) ハッ場ダム建設事業の概要

ア ハッ場ダムは国（国土交通省）を事業主体として、利根川水系吾妻川に設置される、治水及び利水を目的とする多目的ダムであり、その概要は以下のとおりである。

①位置 群馬県吾妻郡長野原町

②規模

堤高	131m
総貯水容量	107,500,000m ³
有効貯水容量	90,000,000m ³
集水面積	707.9km ²
湛水面積	304ha

③型式 重力式コンクリートダム

④工期 1967（昭和42）年度（実施計画調査着手時）
～2010（平成22）年度（完成予定時）

イ 本件ダムの建設事業費は、国土交通省が作成した「ハッ場ダムの建設に関する基本計画」に計上されている費用だけで約4,600億円に達し、そのうち平成14年度までに執行済みの額は約1,520億円である。

なお、このほかに水源地域対策特別措置法に基づく事業の費用として約997億円、財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業の費用として、約249億円を要することが見込まれており、これらの合計額は約5,846億円に達する。このうち約

2,660億円を東京都ほか地方公共団体が負担することが予定されている。またこれらの費用の調達はほとんど起債（国債および地方債）によるので、その利息が上記金額に加算されることになる。

ウ 本件ダムによって開発される水利権は毎秒22,209 m³/秒と計画されており、このうち千葉県水道局が水道用水として通年0,99 m³/秒、冬期0,47 m³/秒、千葉県企業庁が工業用水として0,47 m³/秒を確保することとしている。

エ 本件ダムの洪水調節量は65,000,000 m³と計画されている。

前述のとおり本件ダムの総貯水量は 107,500,000 m³

これから 堆砂容量 17,500,000 m³

を差引いた有効貯水量は 90,000,000 m³

と設定されているが、洪水期（6月～9月）の水道用水等貯留量

25,000,000 m³と

上記有効貯水量との差にあたる65,000,000 m³が洪水調節量となる。

オ 本件ダムの治水機能に係る上位計画は、「利根川水系工事实施基本計画（1980年12月改定）」である。同計画は、1949年の計画を変更し、利根川と鳥川との合流点にあたる治水基準点八斗島（ヤッタジマ）における基本高水流量を22,000 m³/秒と設定し、このうち上流ダム群によって調整すべき量を、6,000 m³/秒、基準点における計画高水流量を16,000 m³/秒とした（従前の計画は前述のとおり、基本高水流量17,000 m³/秒、ダムによって調整すべき量 3,000 m³/秒、計画高水流量14,000 m³であった）。

カ ダムは河川法第3条の定める河川管理施設であり、一級河川である利根川の河川管理に要する費用は、同法第59条により原則として国が負担すべきものである。しかし、（2）以下に述べるとおり、一定の要件のもとで、流域の地方公共団体等がその費用の一部を負担すべきものとされている。

(2) 負担 ― その1 特定多目的ダム法に基づく利水関係負担金

ア 特定多目的ダム法（以下「特ダム法」）第7条により、ダム使用権の設定予定者（ダム使用権の設定を申請し、基本計画において設定予定者と定められた者）は、当該多目的ダムの建設に要する費用のうち同法施行令所定の方法で算出される額の費用を負担すべきものとされている。

イ 2003（平成15）年に変更後の基本計画において事業費総額約4,600億円のうち、ダム使用権設定予定者として千葉県内では、県水道局が約101億円、北千葉広域水道企業団が約31億円、印旛郡市広域市町村圏事務組合が約46億円、県企業庁が約51億円、合計約299億円が予定されている。

ウ ダム使用権の設定予定者は、設定申請を取り下げることができる。この場合、既に国に納付済みの負担金は還付される（ただし、国は基本計画が廃止されるか、あらたにダム使用権の設定予定者が定められるまでは、その還付を停止することができる）。（特ダム法第12条）

また、設定申請の取り下げという行為を特に経由しなくても、ダム使用権設定予定者が単に負担金の納付をしないだけで、設定申請は当然に却下され（特ダム法第16条2項）、この場合も、設定申請が取り下げられた場合と同一の条件で、納付済みの負担金は還付される（同法第12条）。

(3) 負担 ― その2 河川法に基づく治水関係負担金

ア 河川法59条の原則に対する例外として、同法60条は、都道府県に対し、「その区域内における一級河川の管理に要する費用」、すなわち区域内の河川管理施設の建設費用等の一定割合を負担すべきものとし、さらに同法63条において「国土交通大臣が行なう河川の管理により、第60条第1項の規定により当該管理に要する費用の一部を負担する都府県以外の都府県が著しく利益を受ける場合においては、国土交通大臣は、その受益の限度において、同項の規定により当該都府県が負担すべき費用の一部を当該利益を受ける都府県に負担させることができる」ものとしている。

イ 本件ダム建設事業の総事業費約4,600億円のうち、治水事業として賄う分は54.6%の約2,512億円であるが、千葉県は本件ダムの建設により水害防止上「著しい利益」を受けるものとされ、河川法63条に基づき約174億円の治水負担金を予定している。

(4) 負担 ― その3 水源地域対策特別措置法に基づく利水・治水関係負担金

ア ダム建設固有の費用とは別に、ダムの建設によって水没その他生活条件等の著しく変化する地域の生活環境、産業基盤等を整備する必要があるが生じうる。

これに対処する事業が水源地域対策特別措置法（以下「水特法」）に基づく水源地域整備事業であるが、同事業の費用の一部は利水予定者や、治水効果を享受する地域を含む地方公共団体に負担させることができるものとされている（水特法12条）。

イ 本件ダムは1986（昭和61）年3月に水特法の対象ダムに指定され、95（平成7）年12月に同法4条に基づく水源地域整備計画が公示された。これを受けて関係都県において平成8年2月22日付で水源地域整備事業に関する費用の負担割合が協定された。

ウ この協定に基づき千葉県内では、県水道局が約28億円、北千葉広域水道企業団が約8億円、印旛郡市広域市町村圏事務組合が約19億円、県企業庁が約6億円、合計約61億円を予定している。

(5) 負担 ― その4 水源地域対策基金に対する利水・治水関係負担金

ア 水特法に基づく事業を補完し、水没地域の関係住民の生活再建等の一層の充実を図る、という目的で、1976（昭和51）年12月に財団法人利根川・荒川水源地域対策基金（以下「対策基金」）が設立された。基本基金10億円の拠出団体は利根川・荒川流域の1都5県である。

イ 対策基金の実施する事業に要する費用については、1990（平成2）年8月1日付で、関係都県間に、その負担割合に関する協定書が締結された。

ウ この協定に基づき千葉県が負担することが予定されている負担金の総額は約

22億円となる。

(6) 小括

本件住民訴訟の対象となる「財務会計行為」は、被告千葉県水道局長、同千葉県企業庁長による上記負担金「その1」、「その3」および「その4」の各支出、ならびに被告千葉県知事による上記負担金「その2」の支出である。なお、県知事は、一般会計から水道事業特別会計及び工業用水道特別会計への繰出金の支出という形で「その1」にあたる支出も行っており、これも本件の対象に含まれる。

なお、負担金「その1」の負担の前提となる、ダム使用权の設定予定者たる地位は千葉県の財産であるが、負担を免れるために設定申請を取り下げるという「財産管理を怠る事実」の違法確認を、本件においては、あわせて請求している。

4 被告らが財務会計行為および財産管理をなすにあたり遵守すべき法規範の内容

(1) 地方財政法第4条

ア 「地方自治行政の基本的原則」等を定めた地方自治法第2条14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定している。

この「最少の経費による最大の効果」の原則を予算執行の立場から表現した規定が地方財政法第4条であり、その第1項は、

「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定している。

イ 地方公共団体の執行機関が公金を支出するに際して上記条項を遵守すべきことは当然である。

ちなみに地方自治法は第2条16項において、「地方公共団体は法令に違反してその事務を処理してはならない」と規定し、

第138条の1において、

「普通地方公共団体の執行機関は（中略）法令、規則その他の規定に基づく当該普通公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う」と規定している。

ウ 千葉県水道局長ら地方公営企業管理者は、当該地方公営企業の業務につき執行権、代表権を有するが、地方公営企業法は、地方自治法・地方財政法の特例を定めた法律である（同法第6条）から、地方自治法、地方財政法の上記各規定は（地方公営企業法上、その特例を定める規定がない以上）、地方公営企業の遵守すべき法規範である。

エ 従って、被告らがいずれも前述の各負担金を支出するについて、地方財政法4条の適用を受けることは当然である。

（2）地方財政法第3条

ア 地方財政法第3条2項は、

「地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を補そくし、且つ、経済の現実に即応して、その収入を算定し、これを予算に計上しなければならない」と規定している。

イ 被告千葉県水道局長、同千葉県企業庁長がダム使用権の設定を申請し、そのために必要とされる負担金を負担、支出する行為は、ダム使用権の設定によって確保される水道用水及び工業用水に対する需要が確実に存在し、従ってこれを供給することによって「経済の現実に即応する収入」を算定することが可能であるという判断に裏付けられていなければならない。

ウ 従って、被告千葉県水道局長らが、その財務会計行為について地方財政法第3条2項の適用を受けることは当然である。

（3）地方財政法第8条

ア 地方財政法第8条は、

「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の

目的に応じて最も効率的にこれを運用しなければならない。」と規定しており、前述のとおりこの規定は地方公営企業にも適用される。

イ ダム使用权は物権である（特ダム法第20条）から、ダムの完成を停止条件としてその設定を受けるべき地位、すなわちダム使用权の設定予定者の地位は、水道事業ないし工業用水道事業の用に供する資産（地方公営企業法第9条第7号）であり、従って地方公共団体の財産である（地方自治法第237条）。

権利が義務と表裏一体の関係にある場合は、権利を放棄することによって義務を免れることが客観的に最も効率的な財産管理となる場合もありうる。

ウ 県水道局長及び県企業庁長は、水道事業及び工業用水事業に属する資産を管理するに際して、地方財政法第8条の適用を受け、権利放棄（申請の取下げ）という選択肢を含めて最も効率的な財産管理を行なう責任を、千葉県に対し負っている。

5 本件各財務会計行為及び財産管理を怠る事実の違法性

（1）本件ダムによる利水上の利益の不存在

ア 利根川・荒川流域にある首都圏1都5県の都市用水（水道用水および工業用水）の給水実績は、1990年代以降漸減傾向にある。この間の首都圏人口の漸増傾向にもかかわらず水需要が減少しているのであるから、首都圏の人口の減少がはじまる2015年以降は、更に水需要の減少は加速される。

イ 本件事業によって千葉県は、毎秒2.4 m³（1日約20.3万m³）の水道水の水利権（印旛郡市広域市町村圏事務組合と北千葉広域水道企業団を含む）と、毎秒0.47 m³（1日約4.1万m³）の工業用水道の水利権の設定を受けることが予定されている。

しかし、県の水道、工業用水道の1日最大給水量は、最近10年間は増加がとまり、2002年度には合わせて約300万m³/日にとどまっている。

一方、県の保有水源は約330万m³/日であって、水道用地下水44万m³/日を加えると、約370万m³/日にもなり、約70万m³/日も過剰となる。し

かも、首都圏の人口は2015年頃にピークを迎え、その後減少傾向になるので、県には、現状以上に、さらに水源を確保する必要性は全くない。

ウ ちなみに国土庁が1978年に発表した「長期水需給計画」では、90年の都市用水の全国における需要を1億3,100万 m^3 /日と予測していたが、同年の実績値は、その60%の7,800万 m^3 /日に過ぎなかった。

また、1987年に策定された「ウォータープラン2000」においては、目標年次(2000年)の需要予測を1億1,030万 m^3 /日と下方修正したが、それでも実績値は予測値の70%程度に過ぎなかった。

さらに、1999年に策定された「ウォータープラン21」では、需要予測の大幅な下方修正が行われたものの、2002年時点で実績値と早くも800万 m^3 /日に近い乖離が生じている。全国レベルでも、地域レベルでも公共事業の需要予測は、常にあまりにも過大になされているのである。

エ 国土交通省は、ダムの利水上の効用として渇水対策を挙げ、水道事業者の有する水利権が暫定水利権である場合は、渇水時には正規の水利権に劣後するため、水利を享受できないことがあると主張する。

しかし、八ッ場ダムの夏期における利水容量は前述のとおり2,500万 m^3 しかない。これは利根川水系の既設ダム(八木沢、奈良俣、藤原、相俣、菌原、下久保、草木の7ダムと渡良瀬貯水池、鬼怒川水系の五十里、川俣、川治の3ダム)の夏期利水容量の合計44,329万 m^3 に対し、わずか5.6%にすぎず、渇水対策を左右する程度のものではない。

オ また、利根川については東京電力株式会社が八ッ場ダム予定地の上流において水力発電のための水利権30.0 m^3 /秒(1日あたり259万 m^3)を取得している。この水利権は吾妻川本支流の水を本件ダム湖予定地より上流で発電専用の送水管に取り込むもので、一たん取り込まれた水は、多くの発電所において発電機を回した後に、利根川本川の前橋付近で、利根川に戻されるまでの間は、吾妻川・利根川からは全く独立した水流(バイパス)を形成する。すなわ

ちハッ場ダムには流れてこない水である。30.0 m³/秒（259万m³/日）という量は、ハッ場ダムによって開発される22.2 m³/秒（192万m³/日）を上回るものであり、水利権設定の順序に従い、ハッ場ダムの水利権に優先する。

ハッ場ダムの開発水量も計算は、この発電用水の大半をダムに貯水することを前提としているが、この水利権の譲渡については国土交通省は現在、東京電力（株）と交渉中であり、この交渉が成立しない場合は、開発水量自体が現実性のないものになる。そのように不確定な開発水量に対して、前述のように県水道局、県企業庁らは多額の利水負担金を支出してきているのである。

また、水利権譲渡の交渉が成立する場合には、東京電力（株）に対して「減電補償」が支払われ、その金額は500億円程度と見込まれる。その場合には、事業費は4,600億円から更にはね上がることになる。

カ 利水目的のために計画された利根川流域のダム、貯水池が1997年度以降つぎつぎと中止されている。中止されたダム事業と各ダムの計画上の有効貯水量（万m³）は以下のとおりである。

①国の直轄事業、

・川古ダム（群馬県）	4,500
・印旛沼総合開発（千葉県）	4,469
・江戸川総合開発（東京都）	710
・稲戸井調節池総合開発（茨城県）	1,590
・渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業（栃木県、群馬県）	1,050

②水資源機構（旧水資源開発公団）の事業

・平川ダム（群馬県）	4,400
・思川開発のうち大谷川分水（行川ダム）（栃木県）	450
・栗原川ダム（群馬県）	4,550
・戸倉ダム（群馬県）	6,400

③国の補助を受けて各県が行う事業、

・ 東大芦川ダム（栃木県） 8 6 4

・ 倉渕ダム（群馬県） 8 7 0

（ただし倉渕ダムは「凍結」と説明されている）

上記 11 ダムの計画上の有効貯水量の合計（29,853 万 m³）は、本件ハッ場ダムの有効貯水量（9000 万 m³）の約 3 倍に達する。これらの計画があいついで中止されたことは、利水目的ダムの必要性に関する利根川・荒川フルプランの想定が根拠を失っていることを如実に示すものである。

（2）本件ダムによる治水上の利益の不存在

ア 利根川の治水基準点である八斗島の基本高水流量は前述のとおり 22,000 m³/秒と設定されているが、80 年改訂以前の計画における基本高水流量は 16,000 m³/秒で、その前提となったのは、1947 年のカスリン台風に際して、同地点で 17,000 m³/秒の洪水流量があったという推定である（八斗島の観測所は、1947 年の洪水時には量水標が流失したので、数値は同地点より上流の 3 地点の流量からの推定値にすぎない。また、推定値の中には 15,000 m³/秒説もある）。

イ しかし、同基準点の洪水流量はその後 50 数年間にわたり、22,000 m³/秒や 16,000 m³/秒はおろか、1949 年のキティ台風の 10,500 m³/秒を除けば、10,000 m³/秒に届いたこともない。なお、八斗島の流量の連続観測が行われるようになった 1951 年以降における最大流量は、1998 年の 9,220 m³/秒である。

1947 年という時点においては、戦時中の食糧難解消のための開墾や、エネルギー源確保等のため、利根川上流の山林は乱伐されており、その結果森林の保水力が著しく低下していた。このような条件下で生じたとされる 17,000 m³/秒という数値を、更に膨らませた 22,000 m³/秒という数値は、全く根拠のない架空の洪水流量というべきものである。

前述のとおり、基本高水流量を $17,000\text{ m}^3/\text{秒}$ から $22,000\text{ m}^3/\text{秒}$ に変更したのに伴って、八斗島地点における計画高水流量が、 $14,000\text{ m}^3/\text{秒}$ から $16,000\text{ m}^3/\text{秒}$ へと変更され、上流ダム群によって調節する流量は $3,000\text{ m}^3/\text{秒}$ から $6,000\text{ m}^3/\text{秒}$ へと倍増した。国土交通省はこの基本高水流量等の設定および変更の具体的根拠についての説明責任を全く果たしていない。

ウ 基本高水流量設定の当否は別として、ハッ場ダムは、基準点における洪水流量調整には、全く寄与することがない。カスリン台風と同様の降雨が利根川流域にあった場合のシミュレーションとして国土交通省が発表している資料によれば、ハッ場ダム地点の最大洪水流量は、わずか $1,240\text{ m}^3/\text{秒}$ であり、しかも、その出現時刻は基準点八斗島の洪水流量がピークに達する時点よりも12時間も早い。ハッ場ダム地点から八斗島地点までの洪水の流下時間は、5～6時間程度であるから、ハッ場ダム地点で最大洪水をカットしても、八斗島地点の最大洪水流量に対する低減効果はゼロに近い。

この意味でも本件ダムが利根川の中流・下流の治水に貢献することはありません。ましてや、千葉県が本件ダムによって治水上「著しく利益を受ける」などという関係はありません。

エ また、本件ダムが計画されている吾妻溪谷は、兩岸の山が接近する狭窄部を随所に有し、洪水の流下がそこで緩和されるため、人工的なダムを建設するまでもなく自然自体が洪水調節機能（河道貯留効果）を有している。

ちなみに、本件ダムより上流にある三つの観測所（田代、応桑、小雨）が観測史上最大の日あたり降雨量を観測したのは、1959年8月13日であった（田代観測所 180.0 mm 、応桑観測所 283.3 mm 、小雨観測所 197.0 mm ）。八斗島流量観測所においても、同年8月14日にこの年最大の流量が観測されているが、その量は $8,280\text{ m}^3/\text{秒}$ にすぎなかった。

このように、もともと自然の洪水調節作用がある場所に、「洪水調節」を名目とするダムを設置することの効用は極めて乏しい。

(3) 本件ダムは、その固有の欠陥のため治水・利水いずれの機能も果しえない。

ア 吾妻川は、前述のとおり強酸性の河川であるため、この強酸性が下流においてコンクリートや金属を腐食させるのを防止するため、石灰を投入して水質を中和する工場2箇所（処理量1日50トンの草津工場および同10トンの香草工場。いずれもpH2.0程度の原水をpH6.5程度にする）と、中和生成物を沈殿させる品木ダムが既に作られている。

しかし、中和生成物による堆砂によって、品木ダムはまもなく飽和状態に達しようとしている。品木ダムが堆砂によって飽和状態になった場合、それに代わる中和生成物沈殿池の役割は、本件ハッ場ダムが果すことになる。

イ ダムは計画段階で100年分の予想堆砂量を「堆砂容量」として確保することになっており、本件ダムの場合も前述のとおり1,750万m³の容量が100年分の堆砂量として確保されることになっている。

しかし、実際の堆砂速度は計画を大幅に上回るのが一般的である（同じ利根川水系にある下久保ダムでは、計画の約2.5倍の速度で堆砂が進行している）。

このような一般的傾向に加えて、前述のとおり中和生成物沈殿池の役割が加わるので、本件ダムの利水・治水機能は短期間で失われることになる。

この意味でも本件ダムは通常のダムに期待しうる治水・利水上の効用を有していない。

(4) 本件各負担金の負担および支出は、いずれも地方財政法第4条に違反する。

ア 上述のとおり、千葉県は本件ダムによる水利権を開発して、都市用水の水源を確保する必要を全く有していないし、治水上も本件ダムによる利益を全く受けることがない。

このように地方公共団体の存立目的を達成する上での必要性を欠く公金の支出は、地方財政法第4条に違反する。

イ 本件各負担金のうち、特ダム法第7条、河川法第63条に基づく負担金は、国土交通大臣の納付通知によって納付義務が発生するものであるが、本件ダム

が利水上、治水上の効用を有しない事実は、客観的に明白であるから、関係する納付通知は無効であり、被告らはその拘束を受けない。

ウ また、水特法第12条第1項第1号ないし第2号に基づく負担金と、(財)利根川・荒川水源地域対策基金に対する負担金は、東京都とほか5県との間の協定（前者は平成8年2月22日付、後者は平成2年8月1日付）に基づいて支払義務が発生するものであるが、本件ダムが千葉県にとって治水上も利水上も必要性がないことについては、千葉県以外の協定当事者たる各都県においても、当然知っており、または知り得べき事実であるから、上記協定は無効であり、被告らはその拘束を受けない（昭和52年5月19日最高裁判決、判例時報1240号62頁参照）。

(5) 被告県水道局長及び同県企業庁長による各負担金の負担および支出は地方財政法第3条に違反する。

ア 被告県水道局長及び同県企業庁長が負担し支出する負担金は、いずれも水道及び工業水道の用に供するための水利権を確保することを目的とする負担金であるが、地方公営企業の経費は、極めて限定的な例外を除いて、当該「企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない」(地方公営企業法第17条の2、第2項)とされているから、支出に見合う収入が確保できる見込みがなければならぬのは、当然である。

イ 前述のとおり千葉県の水道及び工業水道について、既に大幅な「水余り」が生じているということは、とりもなおさず今後追加的に調達する水は、需用者に対して売れる見込みがないこと、従ってその料金を収入として算定することが不能であることを意味する。

従って、県水道局長らが負担金を負担・支出する行為は、地方財政法第4条ばかりでなく、同法第3条第2項にも違反することになる。

(6) 被告県水道局長、同県企業庁長が国土交通大臣に対し、ダム使用権設定申請を取り下げないことは、地方財政法第8条に違反する。

ア ダム使用権設定予定者の地位が、物権としてのダム使用権の設定を受けるべき権利、すなわち地方公営企業の用に供する資産であって、その財産管理について地方財政法第8条の規律を受けることは前述したとおりである。

イ 本件ダム使用権を確保しても、千葉県の水道事業及び工業用水道事業はこれに見合った収入を、全く得ることができないのに対し、本件ダム使用権設定申請を取り下げ、関係水利権の返上をするならば、今後の負担金の負担・支払いの義務を免れるのはもとより、既払い分についても一定の条件付きで返還を受けることができる（特ダム法第12条）。

ウ 従って、千葉県の水道、工業用水道事業に属する財産を管理する上で、本件ダム使用権設定申請を取り下げることにより千葉県の利益を実現することが、被告県水道局長らの千葉県に対する忠実義務を全うする所以である。

逆に言えば、このような財務会計上の権限の行使を怠ることは、地方財政法第8条に違反することになる。

エ そして、このような財産の管理権の行使は、国土交通大臣の協力を全く必要とせず、申請者側の一方的な選択として行なうことができるのである。

前述のとおり、地方自治体（水道事業者）がみずから推進する事業を中止するにとどまらず、国の直轄事業や、水資源機構の事業からも撤退した例が少なくないことは、これが地方自治体自身の選択の問題であることを示すものである。

6 住民監査請求の経由

原告らはいずれも本年9月10日付で千葉県監査委員に対し、本件各被告を名宛人とする、本件請求と同一内容の勧告を発することを求めて、住民監査請求を行なった。

しかし、千葉県監査委員は、本年11月8日付で原告らの請求を棄却する及び一部却下する旨の監査結果を原告らに通知した。

7 結論

以上の次第で原告らは、地方自治法第242条の2第1項第1号に基づき、被告らに対し、本件ダムに関する利水上、治水上の各負担金の支出の差止めを求め（請求の趣旨第1項および第3項）、

また、地方自治法第242条の2第1項第3号に基づき、被告千葉県水道局長、同千葉県企業庁長が財産（ダム使用权の設定を受けるべき地位）の管理を怠る事実の違法確認を求める（請求の趣旨第2項）とともに、同法242条の2第1項第4号に基づき平成16年9月10日以前の1年間千葉県知事および千葉県水道局長及び千葉県企業庁長の地位にあった個人に対し然るべき損害賠償請求がなされるべきことを求めて（同第4項ないし第5項）本訴に及んだのである。

第3 証拠方法

甲第1号証 監査結果通知書

以上のほか、口頭弁論期日において、必要に応じ提出する。

第4 添付書類

- | | | |
|---|-------|----|
| 1 | 訴状副本 | 3通 |
| 2 | 甲号証 写 | 1通 |
| 3 | 訴訟委任状 | 通 |